



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kiyuna

No. 304

2023
Dec.

12

<https://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。



一九九六年五月一日第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

日本の自閉症児教育においては、教員の専門性向上や個別支援の充実、保護者への適切な支援、社会的な理解の向上の課題があります。ただし、これらの課題を解決することは容易ではありません。自閉症児に対する適切な教育を行うためには、教員に対する専門的な知識や技術が必要ですが、そのような教員の確保は困難であることが指摘されています。

また、個別支援の充実には、多大な費用がかかることが指摘されています。保護者への適切な支援についても、その方法が明確でないことが指摘されています。さらに、社会的な理解の向上には、教育だけでなく、社会全体の意識改革が必要であることが指摘されています。以上のような課題があるため、日本での自閉症児教育の改善は容易ではないと

言えます。しかし、教員の専門性向上や個別支援の充実、保護者への適切な支援、社会的な理解の向上など、少しずつでも改善を図ることが重要です。現在自閉症児が受けている特別支援教育や特別支援教育システムの問題点としては特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加しており、教室不足や過密化が進んでいる。特別支援教育を必要とする児童生徒の判断が難しく、専門的な判断が必要である。特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者が、支援の詳細がわからないことに不安を感じている。要支援の子どもが複数在籍する場合、教師一人で対応するのが困難である。特別支援教育が通常学級と分離されていることが指摘されており、社会参加の不足が問題視されています。以上の問題点を解決するためには、より適切な教育環境

を整備することが必要です。日本以外の国々においても、特別支援教育は実施されていますが国連の障害者権利委員会は、日本政府に対して障害児を分離した特別支援教育の中止などを求める勧告を発表しました。この勧告は、障害児と健常児が共に学ぶ「インクルーシブ教育」を掲げ、欧米などで浸透しているが、日本では十分に進んでいないことが背景にあります。特別支援教育に関する情報を広く提供し、教員の専門性向上を図ることが必要です。また、特別支援教育に対する理解を深め、予算を増やすことで、日本もより良いインクルーシブ教育が実現できるようになるでしょう。(河村)



日本のインクルーシブ教育の今後の在り方を語る上での共通理解として、ユネスコの考えを以下に示しておきます。

(河村)

障害者インクルーシブ教育と学習統合教育

教育は世界人権宣言(1948年)に明記されており、基本的な権利です。さまざまな宣言や条約が、障害のある人々に対する教育の重要

性を強調しています。1994年の教育と特別支援に関するサラマンカ声明や、第24条などです。2006年に採択された国連障害者権利条約(CRPD)の内容です。すべての人にとっての教育の重要性もこの規約に含まれています。a>は、次の重要性を思い出させました。すべての人にインクルーシブ教育を。目標4.5と4.aは、教育へのアクセスと、障害のある子どもたちに適した施設の建設を求めています(教

育2030、2016)。仁川宣言2015年の1960年教育差別禁止条約

私たちが知っていること
障害のある子供の就学者数に関するデータはほとんどありません。しかし、学習世代のレポートによると、9,300万人から1億5,000万人の子供たちが障害を抱えて暮らしていることはわかっています。- 所得国では、3,300万人もの障害のある子供たちが学校に通っていません(Grant Lewis, 2019)。さらに、

障害のある子どもたちは、障害のない子どもたちと比べて、初等教育、中等教育、さらなる教育を修了する可能性が低いのです。世界のどの国でも、障害のある人々の識字率は障害のない人々よりも低い (Singal, 2015; UIS, 2018; 国連, 2018)。また、障害の性質に基づいた違いもあります。つまり、運動障害のある子供と比較して、視覚障害、重複障害、または精神障害のある子供は文盲が高いです (Singal, 2015)。PASEC の学習評価 (世界銀行, 2019 年, Wodon ら, 2018 年) に示されているように、障害のある子どもたちは学校に通っている場合、数学や読解力のテストのスコアが低い。障害のある少女は、その性別を理由にさらに罰せられます (UIS, 2018)。一般に、障害は社会的不平等 (貧困や居住地など) を悪化させる傾向があります。とはいえ、パキスタンでは、学校に

在籍している障害のある子どもと障害のない子どもの間の学習格差は、学校に通っていないこれら 2 つのグループ間の学習格差よりも小さかった (Rose et al., 2018: 9)。さらに、米国での研究では、障害のある学生は、隔離されたクラスや専門クラスで勉強する学生よりも、主流の環境で勉強する方が、より良い学業成績と社会統合を達成できることが示されています (Alquraini and Gut, 2012)。

主 流の学校環境を目指して
インクルーシブ教育とは、障害のある生徒を主流の学校環境に含めることを意味します。今日多くの国では、障害のある子供たちが普通学校に通いながら、特定のカリキュラムに従っています。より包括的なモデル (つまり、障害のある学生が健常者の学生と一緒に包括的なカリキュラムに従う) への移行は長期的

なプロセスです。各国がよりインクルーシブな教育に向けて移行する中、特殊学校とそのスタッフは、専門の専門家として行動し、主流の学校がさらなるインクルージョンを達成できるよう支援することで重要な役割を果たすことができます (ユネスコ, 2017 年)。教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE) は、51 か国の教育セクター計画に障害のある学生を含めることを調査しました。そのうち 17 か所は、障害を教育に統合することと、障害のある子どものニーズを満たすことを特に目的とした活動やサービスに投資するという 2 つのアプローチを検討しています (GPE, 2018)。

課題

障害のある子供や若者が一般の学校に通うことは、多くの障害によって妨げられています。障害のある生徒の特定。偏見や社会

的態度により、障害のある子供の数が過小申告されることとなります (GPE, 2018)。一部の家庭は、偏見を恐れて子供を学校に通わせていない (Singal, 2015; EDT および UNICEF, 2016)。特定の学習障害は隠れた性質を持っているため、これらの子供たちの総人口はほとんど知られていません (世界銀行, 2019 年)。学校でこれらの子供たちを特定することはまれです (Wodon et al, 2018)。障害の認識は、観察可能な障害に限定される場合があり、必ずしも子供の学習能力に影響を与えるものではありません (EDT および UNICEF, 2016)。時代遅れで不十分なデータは、効果的な教育計画を複雑にし、意思決定とリソースの割り当てを妨げます (GPE, 2018)。さらに、障害を分類するために各国が異なる測定、方法、定義を使用しているため、データを比較する能力に

影響を与えています (GPE, 2018; Price, 2018)。

□ 訓練を受けた教師の不足。多くの国では、教師はインクルーシブ教育を提供する自信も必要なスキルも持っていません (Singal, 2015; Wodon et al, 2018)。インクルーシブ教育は教師が受ける研修のほんの一部にすぎず、常に評価されるわけではありません (EDT および UNICEF, 2016)

□ 学校施設と学習教材が十分に適応されていない。インフラストラクチャが十分に適応されておらず、アクセス可能な学習教材が不足していることが大きな障害となっています。これは特に農村地域に当てはまります。農村地域では、貧困レベルの上昇、劣悪なサービス、度重なるインフラの故障により、障害のある子どもたちの既存の問題がさらに悪化しています (SADPD, 2012)。ドリ

ル、書き取り、黒板の写しなどの受動的な学習方法のみに依存する学校カリキュラムは、障害のある子供たちが質の高い教育を受けることをさらに制限しています (Humanity & Inclusion, 2015)。

・リソースが不足しています。適応した学校の建設、クラスの規模の縮小、教師の研修のいずれに関係する場合でも、財政的および人的資源が必要です (Grimes, Stevens, および Kumar, 2015)。特別なニーズのために割り当てられた資金では不十分なことがよくあります。資金が利用可能な場合は、主流の学校に在籍する生徒のニーズや既存の障壁を取り除くために使用されるのではなく、主に学校や特殊部隊を対象としています (Mariga, McConkey, Myezwa, 2014)。

□ 学習の評価。障害のある生徒の学習成果に関するデータはほとんど

ありません。試験やテストでは、これらの学生を不利な立場に置くことはほとんどありません。ほとんどの国際的なパフォーマンステストでは障害のある学生が除外されており、そのことが結果として期待の低さを助長しています(Schuelka, 2013 年、Price, 2018 年、世界銀行、2019 年に引用)

政策と計画

□インクルーシブ教育のポリシーを定義する。インクルーシブ教育には、教育制度と学校文化を体系的に検討する必要があります。社会正義とインクルーシブ教育を推進するには、すべての人にとってインクルーシブ教育を促進する計画と政策を策定、実施、評価する必要があります。どの国も、個々の学校レベルにまで及ぶ独自の一連の解決策を策定する必要があります(Grant Lewis、

2019)
 □学習へのアクセスを促進します。障害のある子供たちを主流の学校に受け入れるための最初のステップは、適応した学校施設を提供することです。スロープ、トイレ、特別な設備や装置、ならびに適切な教育および学習教材を利用可能にすること(SADPD, 2012; Malik et al., 2018)。障害のある女子生徒の入学を奨励するために、補助金や手当などの特別措置が考えられる(GPE, 2018)
 □パートナーシップの強化。インクルーシブ教育には、保護者、学校、地域社会、国、省庁、開発パートナーなどの地域の関係者とのパートナーシップを構築する必要があります(Grant Lewis, 2019)。地元の知識とリソースを活用したパートナーシップは効果的であることが証明されています(SADPD, 2012; EDT

および UNICEF, 2016; GPE, 2018)。推奨事項の 1 つは、例えば学校活動に参加するなど、インクルーシブ教育の重要性に対する保護者の意識を高め、教育コミュニティに保護者を統合できるように特別なサポートを提供することです(GPE, 2018)。
 □教師の適切なトレーニングを確保する。障害のある生徒に質の高い教育を提供できる教師の能力は、教師のトレーニングと資格によって決まります(欧州特別支援・インクルーシブ教育機関、2015)。しかし、教師はすでに過密なクラスのために苦勞することがよくあります。将来の教師を対象とした上流の勤務前トレーニングの提供、実践段階からなる現職教師トレーニングへの投資、および指導システムは、その有効性が証明されているアプローチです(Ackers, 2018)。しかし、主流の教師全員が点字、全国手話、およ

び拡張および代替コミュニケーションモードに十分に堪能になるように訓練することは不可能であるため、専門の教師を訓練することが重要です(EDT および UNICEF, 2016)。教育のためのグローバル パートナーシップは、障害を特定するための教師を訓練することの重要性も強調しています(GPE, 2018)。

□人間のサポートを強化するための統計。データは稀ですが、障害のある生徒の参加と学習を監視するために使用できるツールがあります。世帯調査のデータは、子どもの就学状況と進学率を監視し、不登校に関連する要因を調査するために使用されます。教育管理情報システム(EMIS)は、学校への出席状況、生徒の行動、進捗状況に関する管理データを収集します。ただし、生徒、教師、保護者の生活の「方法」と「理由」を明らかにするには、質的デー

タも必要です(Mont, 2018)。同様に重要なのは、学校の物理的なアクセシビリティ、政策や法律に関する情報、教材、教師の研修、学校での支援専門家の有無など、学校環境に関するデータの収集です(Grant Lewis, 2018)

□生徒の評価。サラマンカ声明は、生徒が困難を特定し、それを克服できるように支援するための形成的評価を提唱しています(サラマンカ声明、1994 年)。Sæbønes ら。(2015) 個人学習に対する教室の評価を推奨しています。彼らは、地域試験および全国試験と国際的な学習評価が体系的にすべての学生を対象にし、障害のある学習者に合理的な配慮を提供することを推奨しています。ケニアで行われた研究では、聴覚障害のある子供や目の見えない子供たちの大規模な学習評価を実施することが可能であることが示されています。

ただし、これらの適応ツールを設計するには、人的、物的、財政的リソースが必要です(Piper et al., 2019)。学習評価と障害のある生徒の問題の概要については、世界銀行、2019 年を参照してください。

□テクノロジーへの投資。ユネスコによると、「情報格差や教育機会からの排除を受けやすい障害のある学習者にとって、ICT は貴重なツールとなり得る」(UNESCO, 2014: 10)。障壁を減らすために、彼らのモデル政策では、包括的な ICT、可能な限りすべての人がアクセスできる市販製品、および市場で入手可能な製品を使用してアクセスが不可能な場合にアクセスを可能にする支援技術の使用を推奨しています。(ユネスコ、2014: 11)。

□コスト。追加の資金なしで最も疎外されている人々のニーズを満たす方法を見つけることが重要です

(ユネスコ、2017)。世帯調査データの分析などのアプローチは、障害のある子供の教育への投資収益率が高く、障害のない人々と同様であることを示唆しています。したがって、障害のある子供の教育への投資は賢明であり、有益です (Wodon et al., 2018)。ユネスコは、金融監視システムの設置または強化、および政府とドナー間のパートナーシップの構築を推奨しています (ユネスコ、2017)。最後に、専門機関と包括的な機関のコストを比較すると、包括的なシステムの方が効率的であることが明らかになりました (Open Society Foundations, nd.; Inclusion International, nd.)。

□包括的な教育学の提案。障害の種類 (自閉症スペクトラム障害、学習障害、言語、聴覚など) は学習方法に影響します。インクルーシブ教育学には、教育とサポートの実

践における教育文化の変化が必要です。つまり、「画一的な」教育から、学習者の多様なニーズを満たすためのシステムの能力を高めるための、調整されたアプローチへの移行です。それらを分類またはラベル付けします (欧州特別支援およびインクルーシブ教育庁、2017)。私たちは、特定の学習者に対する特別な対応としてのインクルージョンの考えから離れ、ほとんどの生徒に提供されているものに彼らがアクセスしたり参加したりできるようにします (Florian, 2015)。包括的な教育学とは、適応や特別な計画を必要とせずに、すべての生徒が利用できるリソースとサービスを持つことを意味します (ユネスコ、2017: 19)。

(unescoIIEP 学習ポータル 最終更新日 9 月 21 日より機械翻訳)

unesco.org/en/issue-briefs/improve-learning/disability-inclusive-education-and-learning



原文は以下参照

<https://learningportal.iiep>.

注意

12月19日の第一回事務局サミットのなかで、ブレインクリニックと言われる発達障害の治療方法が今大阪だけでなく名古屋や関東でもお行われているとの話であったが、高額の治療費に係らず実際に効果があるかどうかは分からず、胡散臭い治療なので、日本自閉症協会の専門家などが調査しコメントが出るまで、みなさまは手を出さない方がいいと思います。(河村)

発達障害に学会未認定治療 高額支払いも

大阪などの精神科クリニック、高額の診療費を支払っていても、効果が疑問と指摘されている。発達障害の治療法として、学会で認められていないにもかかわらず、高額な費用を支払って治療を受ける患者が増えている。専門家からは、効果の検証が不十分で、むしろ悪影響を及ぼす可能性もあると警告されている。

脳神経外科 クリニックがTMS契約を結ぶまでの流れ

脳神経外科クリニックが、TMS治療の導入に向けて、学会での承認を得るまでの過程を示している。TMSは、脳に微弱な電磁場をかけることで、神経活動を調整する治療法である。しかし、効果の検証が不十分で、学会での承認には長い期間がかかるという。

2023年12月5日

企画委員会メッセージ in ブルー係

世界自閉症啓発デー 2024 メッセージ in ブルーの募集について

2024年4月2日の世界自閉症啓発デーのコンテンツの一環として、今年も昨年に引き続き自閉スペクトラム症など発達障害のある当事者によるメッセージを動画で発信いたします。当事者の様子や思いをビデオメッセージとして発信することで、より分かりやすく伝わりやすい理解・啓発を目的とします。

つきましては、各共催団体から推薦していただける当事者のメッセージ動画を募集いたします。以下の要項をご覧のうえ、ぜひご応募くださいますようお願い申し上げます。

【応募要領】

内 容：自閉スペクトラム症など発達障害の当事者が社会に対して訴えたいメッセージなど。本人が直接話すことが困難な場合は保護者や支援者が本人の思いを代弁したり、生活の中で力を入れていること（仕事、勉強、趣味、特技など）を紹介したりといった形で結構です。

時 間：3分程度

※別途、15秒程度のPR動画（SNS用）も作成していただければ幸いです（可能な方のみで結構です）。

形 態：動画データ（mp4等）で提出。

テロップとして表示するメッセージ内容を入力した「Word等のテキストデータ（※）」、「応募票」を添えてご提出ください。

※メッセージや説明用の字幕だけでなく、ビデオ内で話される言葉（ナレーションを含む）は全てテロップを付けますので、それらを文字起こししたテキストファイルをご提出ください。

期 限：2024年1月31日（水）

提出先：後記

審 査：応募動画は3月中旬までに企画委員会で確認し、修正が必要な場合にはお知らせします。内容によっては採用されないこともございます。

ご了承ください。使 途：ビデオメッセージは、公式ホームページ（公式YouTubeを含む）上での発信を用途としていますが、それ以外にも次のような使用も企画しています。

支障のある場合は応募票の中でお知らせください。

- ・日本自閉症協会広報紙「いとご」への掲載（編集あり）
- ・公式X（旧twitter）、Facebook等のSNSによるPR
- ・公式イベントやライブ配信番組等での抜粋使用

その他：

・応募時点で、応募動画の著作権（著作権法第27条および28条に定める権利を含む）は主催団体である一般社団法人日本自閉症協会に譲渡されるものとします。

・このビデオメッセージに関して応募者は著作者人格権を行使しないものとします。

・動画データは返却いたしません。

・動画データは世界自閉症啓発デー日本実行委員会に代わり、

主催団体である一般社団法人日本自閉症協会の責任において実務上管理します。

撮影ガイド（留意事項）

○撮 影：

<画質について>

可能な限りHD画質で撮影してください。

（必要に応じて編集時にリサイズ（拡大）等の対応をするため）

<形式>

形式は撮った素材のまま大丈夫です。（業者で形式を統一します）

<その他>

・基本的には横位置で撮影してください。

（縦位置で撮影した場合、左右に余白がつくため映像が小さくなります。）

・カメラに手ぶれ防止機能がある場合は使用を推奨します。

（三脚を使用するとより綺麗に撮れます。）

・音声が明確に聞き取れるよう、発声・声の大きさに留意して撮影してください。（カメラ内蔵のマイクではなく外付けの別マイクでの音声録画が理想です。）

・BGMを流す場合には、著作権に違反しないようご注意ください。

○編 集：テロップ以外の【音楽や映像切り替え等の編集は完了】した状態でご提出ください。

○テロップ：動画内に入れるテロップの文言（メッセージ内容）を、ワード等のデータにしてメッセージ動画と一緒に提出してください。なお、動画上の音声が不明瞭でテロップをどの場面に入れればよいか業者が判断できそうにない場合は、「○秒～○秒までにこのテロップを、△秒から△秒まではこのテロップを」のように指示してください。

○提 出：

・動画データはファイルサイズが大きいため、クラウドストレージサービス（GigaFile（ギガファイル）便など）でご提出ください。

・その場合「メッセージ in ブルー応募票」や「テロップ用のテキストデータ」は別途電子メールにて提出してください。

・ご都合により上記の提出が難しい場合は、DVD等の記録媒体に保存の上、郵送いただいてもかまいません。

<提出手順> GigaFile（ギガファイル）便の場合

①GigaFile（ギガファイル）便のサイト（<https://gigafile.nu/>）を開きます。

②画面の指示に沿って、動画ファイルをアップロードします。

③表示されるダウンロード用のURLをコピーします。

④「③のURL」と「応募票」「テロップで表示するテキストデータ」を添付して日本自閉症協会（asj@autism.or.jp）宛てにメールします。

【自閉症啓発デーメッセージ in ブルー応募票】

●動画タイトル (ふりがな)
_____ ()

●出演当事者のお名前 (ふりがな)
_____ ()

●代弁者等のその他の出演者 (ふりがな)
_____ ()

当事者との関係：

●名前の後に表示する県名もしくは団体名 (ふりがな)
_____ ()

※上記4点は動画のタイトル画面や映像の中でテロップとして表示します。

(お名前の表示例)例1:山田(やまだ)花子(はなこ)さん(●●県) 例2:山田(やまだ)花子(はなこ)さん(●●県自閉症協会)

■動画の時間： 秒

■ご担当者連絡先

団体名 _____
担当者名 _____
住所： _____
tel: _____ e-mail: _____

■推薦共催団体連絡先

団体名 _____
担当者名 _____
住所： _____
tel: _____ e-mail: _____

※公式ホームページ上（公式 YouTube を含む）での公開以外で、ビデオメッセージの用途を許可するものにチェックを入れてください。

- ・一般社団法人日本自閉症協会会報への掲載（一部編集あり）
- ・啓発デー公式 X（旧 twitter）、Facebook 等の SNS による PR
- ・啓発デー公式イベントやライブ配信番組等での抜粋使用

【提出先】
e-mail: asj@autism.or.jp
一般社団法人日本自閉症協会 副会長 石井啓 宛
※メールの件名に【メッセージ in ブルー】と入れてください。

国際障害者デー

【障害者週間】

12月9日は1975年（昭和50年）に国連で「障害者の権利宣言」が採択された日で12月3日は1982年（昭和57年）に「障害者に関する世界行動計画」が国連で採択された日です。これを記念して1992年（平成4年）の国連総会において12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されました。「国際障害者デー」の12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間を2004年（平成16年）の障害者基本法の改正により、「障害者週間」と定められました。

国際障害者デー（12月3日）に寄せるアントニオ・グテーレス国連事務総長 2023年12月01日メッセージ
今年の「国際障害者デー」は、持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためには、誰一人取り残さない、特に世界中の13億の障害者を取り残さないという約束を果たす必要があることを、私たちに思い起こさせます。

2030アジェンダへの中間点にある今、障害者たちは、社会のすべての分野における有意義なインクルージョン（包摂性）を制限する、組織的な差別や障壁に直面し続けています。

障害者にとって真に持続可能な開発をもたらすためには、受益者としてだけでなく、社会的、経済的、政治的な生活全体にわたる能動的な貢献者としての障害者たちのニーズと権利にピンポイントに焦点を当てる必要があります。

これは、障害者が「障害者の権利に関する条約」に沿いながら、貧困の根絶から健康、教育、気候行動に至るまで、SDGsの達成に向けた各国の取り組みにおいて、あらゆる意思決定の場に参加することが確保されることを意味します。

国連は「障害者インクルージョン戦略」を通じて模範を示すことで、また加盟国が障害者のために、そして障害者とともに前進するのを支援することで、主導的な役割を果たしています。

この重要な日を迎えるにあたり、私は、あらゆる国とコミュニティで平等な権利に基づいた解決策を設計・遂行するため、障害者と手を携えてともに取り組むよう、世界に呼びかけます。

【原文】

Secretary-General's message for 2023

This year's International Day of Persons with Disabilities reminds us that achieving the Sustainable Development Goals requires living up to the promise to leave no one behind, especially the 1.3 billion persons with disabilities worldwide.

Today, at the halfway point to the 2030 Agenda, persons with disabilities continue facing systemic discrimination and barriers that restrict their meaningful inclusion in all areas of society.

Truly sustainable development for persons with disabilities requires a laser-like focus on their needs and rights – not only as beneficiaries, but as active contributors across social, economic and political life.

This means ensuring that persons with disabilities are at every decision-making table, in line with the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, and across countries' efforts to achieve the Sustainable Development Goals – from poverty eradication, to health, education and climate action.

The United Nations is leading by example through our Disability Inclusion Strategy, and by supporting Member States as they drive progress for, and with, persons with disabilities.

On this important day, I call on the world to work side-by-side with persons with disabilities to design and deliver solutions based on equal rights in every country and community.

日本 自閉症協会のメールを通じてグループホームの報酬に関する情報の提供がありました。（河村）

日本自閉症協会加盟団体のみなさま

本日、グループホーム関連団体懇談会として厚労省と懇談をしました。（1時間）

簡単な報告を作成しましたので、次のアドレスをご覧ください。

<http://www.autism-shizuoka.com/houkoku/20231205gh.pdf>

全体としては、グループホームは利益がでているので、今回の報酬改定ではマイナス改定になるとの話です。なお、難しい人を受け入れず、経験がない人でも世話人としてパートで雇用するなど、事業者のやり方によっては利益を出す方法はあります。

しかし、私たちが支援をする自閉スペクトラム症や重度の知的障害のある人については、そのような方法で黒字にすることはできませんので、非常に厳しくなる可能性が高いと感じました。

施設に入れず、親亡き後の心配をしている方に対応できるグループホームを増やすため、対応が必要と感じています。

強度行動障害への対応など、多少の検討はされていますが、具体的に考えると、これでは救われないところ、救われない人がでてくるものと思われます。強度行動障害の判定はついていなくても、行動障害などにより支援の難しい人がいます。

また、支援区分が適切に判定されていればいいのですが、現実には本人の本来の障害の状態ではなく、多くの支援により改善している、改善された状態で判定されてしまうことも少なくありません。これは、障害が軽いという判断につながりますので事業所に入る報酬が低くなり、事業所としては多くの支援をしているのに報酬が低いということで、受けたくないということが起きかねません。

市町が判定作業をしており、国、県、の下にありますので、簡単ではありませんが、改善するためには、適切な判定をするように国への要望が必要と考えます。

☆ 津田明雄

<tuda@nifty.com> ☆

グループホームの報酬改定について厚労省との懇談
日時 12月5日（火）13:00～14:05 ZOOM

参加 厚労省3名、グループホーム懇談会17名。（当協会としては、津田が参加）

■ 厚労省からの説明と意見交換

(1) 2月に報酬単価の案をだす。

(2) 日中支援加算の算定は、現在は3日目以降となっているが1日目からとすることを検討。

● 土日も対象とできないか。

→ 当初から職員の配置は、常勤4名、5名、6名というように決めている。これは、7日間に対する配置であり、現在の報酬に含まれている。（財務省）

(3) グループホームは収支差率の調査で黒字が大きいことから、マイナス改定となる。

● 営利法人の収支差率が高いということがわかっている。どれだけであればよいというような考えはあるか。
→ 基準はない。

(4) 強度行動障害の人の支援については報酬で配慮する。

また、専門人材が事業所の支援を行うことで対応できるようにしたい。

受け入れた時に一定の報酬をつけることを検討。

<津田>

● 専門の人材が支援するというが、専門の人材が沢山いるわけではない。

● 強度行動障害の判定にならない人でも、行動障害のある人が受け入れてもらえないという話もある。強度行動障害の判定とはならない人の報酬も上げる必要がある。

● 親亡き後の問題がせまっている、土日支援も含めて対応必要。（施設も受け入れられない）

● 職員として非常勤が多いというが、難しい人を受け入れていると非常勤で良いというわけではない。（私のところは、難しい人が多いので、全員正職員）

→ 検討課題として認識。（明確な答えはなかったが、問題として認識）

※ 強度行動障害支援者養成研修が行われており、一定の効果はあるが、現実を見ると職

員の養成は簡単ではない。地域には、職員の養成について支援できる機関は少なく、

無いに近い。私のところでは、自前で対応方法を考え、職員の養成をしている。

(5) 一人暮らしの支援については、専門職の配置を評価し、住居単位で加算する。

(6) 現在は、職員配置4人、5人、6人というような

ことを基本に単価を決めているが、事業所により定められている常勤の人の1日の勤務時間が違う。（週40時間から32時間）これで同一報酬はおかしいので、週40時間を基本に、報酬基準を作り替える。

(7) 非常勤の職員が多い。

(8) 総量規制の導入は検討しているが、今行うのは、時期尚早とかがえている。

(9) グループホームの指定基準の中には、一緒に食事を作るというようなことが入っている。職員が食事を作るからといって加算はできない。

● 時間がなかったため、厚労省に意見としては出すことができませんでしたが、現実には利用者さんと一緒に

に食事を作れば職員が楽になるわけではない。一緒に作ることにできれば余計に人が必要となることや感染症、衛生面の問題がある。

※ グループホーム学会の代表は、厚労省はわかっているが、財務省を説得できない。

■ 今後の取り組み

2月に、新たな報酬単価の案がでるとのことであり、その前に厚労省と意見交換をしたい。

懇談会としての意見交換、厚労省との懇談など、今後日程を設定することとなった。

以上（文責 津田）

令和5年度 奈良県障害者虐待防止・権利擁護研修

公開講座

令和6年1月22日（月）

時間：10：40～15：00（受付 10：00）

会場：奈良県産業会館 1階 大ホール
（大和高田市幸町2-33）

定員：600人

受講無料、要申込



第1部 11：00～12：00

『障害者虐待防止法と大橋製作所事件について』

にしむら かなえ
講師：西村 香苗 先生

弁護士 きずな西大寺法律事務所
奈良県圏域弁護士、奈良弁護士会高齢者障がい者センター運営委員など

第2部 13：00～15：00

『われわれに求められるのは まさに人権感覚 ～フル・インクルージョンをめざして～』

たまき ゆきのり
講師：玉木 幸則 先生

一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク代表理事 社会福祉士、
内閣府障害者政策委員会委員 龍谷大学客員教授などを務め、
NHK Eテレ『バリバラ』にご意見番として出演中
著書に『生まれてきてよかったーてんでバリバラ半生記』『トコト生きるための15問』など

令和5年度 奈良県障害者虐待防止・権利擁護研修

下記、必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールでお送り下さい。

| | |
|--|---|
| 申込日： 令和 年 月 日 | |
| (ふりがな) 氏 名 | 年 代 <input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代 <input type="checkbox"/> 80代 |
| 住 所 | 〒 |
| 所 属 | |
| 電 話 番 号 | |
| その他連絡が可能な 連絡先 (メールアドレス、 FAXなど) | |
| 受講にあたり 必要な支援がある方 はその内容をご記入 ください | 例：「車いすのため席の確保が必要」「手話通訳者が必要」 等 |

FAX送信先：0742-22-1814 ※送付状なしでお送りください
メールアドレス：syogai@office.pref.nara.lg.jp

<申込期限>
令和6年1月15日(月) ※必着

発達障害啓発講演会

発達凸凹のある子どもたちの理解と支援

-その子らしく生きていくために私たちができること-

発達凸凹のある子どもたちに関わる中で「こんな時、どうしてあげればいいのか？」と感じることはありませんか？そんな日々の疑問について、発達凸凹のある子どもたちの特性や成長とともに、彼らがその子らしく生きていくために周囲の大人たちができるヒントをご紹介します。

2024年1月20日(土) 9:30▶11:30(受付9:00-) **参加無料**

場所

奈良公園バスターミナル レクチャーホール
(奈良市登大路町76)

※近鉄奈良駅より徒歩10分。お車は近隣の有料駐車場をご利用ください。

対象

保護者・支援者・学生など関心のある方すべて
(定員290名)

講師

くがや よう

久賀谷 洋 先生 自閉症スペクトラム支援士 (EXPERT) / 保育士

京都市立保育所、京都市児童福祉センター、京都市発達障害者支援センター「かがやき」を経てオフィスぼん勤務。就学前から成人期までの自閉スペクトラム症の方々やそのご家族の支援に関わる。



お申込方法

お申込フォーム <https://forms.gle/wyPW1aaymc8nry9SA>

※上記URLをクリック頂くと、お申込みフォームが表示されます。

※右のQRコードからでも、お申込フォームが表示できます。

※メ切前に定員に達した場合は、お申込みフォーム内とでいあホームページでお知らせします。



お問合せ先

申込メ切：2024年1月14(日)

Tel 0744-32-8760 (奈良県発達障害者支援センターでいあ)

【主催：奈良県／奈良県発達障害者支援センターでいあ】

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円